

指定通所介護重要事項説明書

社会福祉法人福寿会

ほっとin福寿草

ほっとin福寿草指定通所介護

重要事項説明書

1. 指定通所介護サービスを提供する事業者(法人)の概要について

名 称 社会福祉法人福寿会
所 在 地 〒990-2332
山形市飯田二丁目7番30号
電話番号 023-625-5212
代 表 者 理事長 荒井 寛
設立年月 平成22年5月25日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所の概要について

事業所の種類 指定通所介護事業所
平成29年3月30日指定

介護保険事業所番号 0670104322

事業所の目的 当事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者(以下、「利用者」という。)がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に通所介護サービスを提供します。

事業所の名称 ほっと in 福寿草

事業所の所在地 山形県山形市飯田五丁目1番53号

事業所の電話 023-631-1122

管理者の氏名 渋谷 吾郎

事業所の運営方針 利用者一人ひとりの個性と要望を大切にし、利用者及びその家族とのコミュニケーションに努め、利用者の生き生きとした生活づくりを援助します。

また、地域住民との交流に努めるとともに、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

開設年月日 平成29年4月1日

利用定員 25人(1単位)

施設の概要 指定通所介護サービスの提供に当たり、当事業所は以下の施設、設備及び備品を整備しております。

第三者評価の実施

一定の評価項目について、第三者の目から客観的に見た評価結果をご利用者への説明やインターネットなどで幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うことやサービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者のためになる質の高い福祉の実現を目指すものです。

主な施設	食堂、機能訓練室、相談室、静養室、事務室
	浴室、脱衣室、洗面所、便所、調理室、汚物処理室、洗濯室、その他
	一般浴槽、機械浴槽、個別浴槽、車いす、ベッド、歩行器、テーブル、イス、ソファ、テレビ、車いす対応送迎車両、その他

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 山形市、上山市

営業日及び営業時間

営業日	毎週日曜日、1月1日以外は営業
営業時間	午前8時15分～午後5時45分
サービス提供時間	午前9時20分～午後4時30分

4. 職員の配置状況について

当事業所では、利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員の配置については、介護保険の指定基準を厳守しています。

職 種	人数	職務内容
1. 管理者	1名(常勤兼務)	従業者及び業務の一元的管理
2. 生活相談員	1名(常勤兼務) 1名(常勤専従) 2名(非常勤専従)	相談業務、居宅介護支援事業者との連絡調整等
3. 看護職員	3名(非常勤専従)	健康チェック、健康管理の指導等
4. 介護職員	4名(常勤専従) 4名(非常勤専従)	日常生活上の世話等の介助
5. 機能訓練指導員	1名(常勤専従)	日常生活動作訓練指導
6. 栄養士	1名(非常勤専従)	栄養管理等
7. 事務職員	1名(非常勤専従)	庶務的業務

5. 当事業所が提供するサービスの内容

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

サービス名	内 容
1. 送 迎	自宅から事業所までの送迎をいたします。
2. 健康チェック	利用日には必ず健康チェック(血圧、体温、脈拍等)を行います。
3. 入 浴	身体状況に応じた浴槽で入浴していただきます。ただし、利用日の体調によりシャワー浴または部分浴になる場合があります。
4. 食 事	栄養士のたてた献立表により、栄養ならびに利用者の身体状況を考慮した食事を提供します。 昼食のほかにおやつも準備しております。
5. レクリエーション 機能訓練	利用者の身体状況等に応じた運動や趣味活動、季節に合わせた行事など、利用者の希望を取り入れて豊かなレクリエーション活動を行ってまいります。
6. 生活相談	家庭での介護のことはもちろん、それ以外の日常生活に関するご相談にも応じます。

6. 緊急時における対応について

指定通所介護を行っている時に、利用者の心身の状況の異変その他緊急事態が生じたときは、あらかじめ届けられている連絡先および主治医に速やかに連絡する等の措置を講じます。

7. 事故発生時の対応について

- 1 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をします。
- 3 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 非常災害対策について

非常時の対応	別途定める「ほっと i n 福寿草 消防計画」に基づき対応を行います。 火災・地震・風水害等に関わる防災計画及び訓練を実施します。
平常時の訓練	別途定める「ほっと i n 福寿草 消防計画」に基づき年 2 回以上夜間および日中を想定した避難訓練を実施します。
消防計画等	防火管理者 : 齊藤 拓人

9. 利用料について

○利用料金(1日当り)

(単位:円)

項目	要介護1					要介護2				
	利用料	自己負担			利用料	自己負担				
		1割	2割	3割		1割	2割	3割		
介護 保険 対象	基本利用料 (3~4時間)	3,700	370	740	1,110	4,230	423	846	1,269	
	基本利用料 (4~5時間)	3,880	388	776	1,164	4,440	444	888	1,332	
	基本利用料 (5~6時間)	5,700	570	1,140	1,710	6,730	673	1,346	2,019	
	基本利用料 (6~7時間)	5,840	584	1,168	1,752	6,890	689	1,378	2,067	
	基本利用料 (7~8時間)	6,580	658	1,316	1,974	7,770	777	1,554	2,331	
	基本利用料 (8~9時間)	6,690	669	1,338	2,007	7,910	791	1,582	2,373	
	加 算	入浴加算(Ⅰ)	400	40	80	120	400	40	80	120
		個別機能訓練(Ⅰ)イ	560	56	112	168	560	56	112	168
		サービス提供体制強化加算	180	18	36	54	180	18	36	54
		介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	(基本の自己負担額+加算それぞれの自己負担額) × 9.2%							
減算 (送迎を行わない場合、 片道につき)	△470	△47	△94	△141	△470	△47	△94	△141		
対 象 外	食事の提供及び材料代 (1食)		730円 (昼食) +50円 (おやつ)				730円 (昼食) +50円 (おやつ)			
	おむつ等代		実費				実費			
	レクリエーション材料代		月100円				月100円			

○利用料金(1日当り)

(単位:円)

項目	要介護3					要介護4				
	利用料	自己負担			利用料	自己負担				
		1割	2割	3割		1割	2割	3割		
介護 保険 対象	基本利用料 (3~4時間)	4,790	479	958	1,437	5,330	533	1,066	1,599	
	基本利用料 (4~5時間)	5,020	502	1,004	1,506	5,600	560	1,120	1,680	
	基本利用料 (5~6時間)	7,770	777	1,554	2,331	8,880	888	1,760	2,640	
	基本利用料 (6~7時間)	7,960	796	1,592	2,388	9,010	901	1,802	2,703	
	基本利用料 (7~8時間)	9,000	900	1,800	2,700	10,230	1,023	2,046	3,069	
	基本利用料 (8~9時間)	9,150	915	1,830	2,745	10,410	1,041	2,082	3,123	
	加 算	入浴加算(Ⅰ)	400	40	80	120	400	40	80	120
		個別機能訓練(Ⅰ)イ	560	56	112	168	560	56	112	168
		サービス提供体制強化加算	180	18	36	54	180	18	36	54
		介護職員等処遇 改善加算Ⅰ	(基本の自己負担額+加算それぞれの自己負担額) × 9.2%							
減算 (送迎を行わない場合、 片道につき)	△470	△47	△94	△141	△470	△47	△94	△141		
対 象 外	食事の提供及び材料代 (1食)		730円 (昼食) +50円 (おやつ)				730円 (昼食) +50円 (おやつ)			
	おむつ等代		実費				実費			
	レクリエーション材料代		月100円				月100円			

○利用料金(1日当り)

(単位:円)

項目		要介護5				
		利用料	自己負担			
			1割	2割	3割	
介護 保険 対象	基本利用料(3~4時間)	5,880	588	1,176	1,764	
	基本利用料(4~5時間)	6,170	617	1,234	1,851	
	基本利用料(5~6時間)	9,840	984	1,968	2,952	
	基本利用料(6~7時間)	10,080	1,008	2,016	3,024	
	基本利用料(7~8時間)	11,480	1,148	2,296	3,444	
	基本利用料(8~9時間)	11,680	1,168	2,336	3,504	
	加算	入浴加算(1)	400	40	80	120
		個別機能訓練(1)イ	560	56	112	168
		サービス提供体制強化加算	180	18	36	54
		介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(基本の自己負担額+加算それぞれの自己負担額) × 9.2%			
減算(送迎を行わない場合、片道につき)		△470	△47	△94	△141	
対象 外	食事の提供及び材料代(1食)		730円(昼食)+50円(おやつ)			
	おむつ等代		実費			
	レクリエーション材料代		月100円			

- (注) 1. 利用料は介護報酬告示上の額であり、法定代理受領の場合、自己負担額はその1割又は2割又は3割となっております。
2. 介護保険の対象となるもののうち、[加算]とは、それぞれのサービスを利用された場合にご負担いただく利用料です。
3. 利用者がまだ要介護認定等を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護認定等を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払)。また、居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されていない場合も償還払となります。償還払となる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
4. 介護報酬告示上の額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。
5. 介護保険の区分支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、利用料の全額が利用者の負担となります。

○自己負担額お支払方法

毎月10日迄に前月分を請求いたしますので、当月20日迄に現金または銀行振込で一括お支払いいただく方法です。また、希望の方は銀行引き落としもあります。

○利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、指定通所介護サービスの利用を中止または変更もしくは追加することができます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

- ② 利用予定日の3日前までに申出がなく、当日になって利用の中止の申出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の3日前10時までに申出があった場合	無 料
利用予定日の3日前10時までに申出がなかった場合(食材費分)	780 円

- ③ サービス利用の変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況により、利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議します。

10. サービス利用にあたっての留意事項

項 目	留 意 内 容
1. 送迎時間	道路事情、天候等により、予定時間を前後する場合があります。
2. 体調確認	利用時に健康チェックを行いますが、居宅で体調の変化、通院等がありましたら、必ずお知らせください。
3. 体調不良等による利用の変更・中止	健康チェックで異常がある場合や健康状態がすぐれない場合には、サービスの中止または内容を変更することがあります。
4. 設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
5. 勧誘活動	施設内での当事業所の従業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような勧誘活動(宗教活動、政治活動、営利活動)を行うことはできません。

11. 苦情の受付について

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口

担当者 管理者 渋谷 吾郎

生活相談員 東海林 千佳 齊藤 拓人 吉田 恋

電話 023-631-1122

② 受付時間

月～土(元日除く) 午前8時30分～午後5時30分

他に下記の行政機関等でも受け付けています。

◎ 山形県国民健康保険団体連合会

寒河江市大字寒河江字久保 6 番地

0237-87-8003 (介護保険課直通)

◎ 山形市役所 福祉推進部 介護保険課・指導監査課

023-641-1212 (内線 843～849)

◎ 上山市役所 健康推進課高齢介護係

023-672-1111 (内線 152)

◎ 第三者委員会

法人監事 荒井安雄様 023-622-5892

法人監事 梅津佐弘様 023-641-4201

(苦情受付・解決の流れ)

- ① 苦情受付
- ② 苦情受付の確認・報告
- ③ 苦情解決に向けての話し合い・解決策の提示
- ④ 苦情解決の記録・報告
- ⑤ 解決結果の報告

令和 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面にもとづき重要事項の説明を行い、本書面を交付しました。

<事業所> 住所 山形市飯田五丁目1番53号

名称 社会福祉法人福寿会
ほっと in 福寿草

責任者 管理者 渋谷 吾郎

説明者 生活相談員

私は、交付された本書面にもとづいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護提供開始に同意します。

<利用者> 住所

氏名

<署名代行者> 住所

氏名

<身元引受人> 住所

氏名